

長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について(1)

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額を次のとおり改めます。

1 基礎課税額

	改正前 (令和2年度)	改正後 (令和3年度)	増減	伸率
所得割額	5.59 %	5.83 %	0.24 % 増	4.3 % 増
均等割額	23,000 円	23,000 円	0 円	0 %
平等割額	18,100 円	18,100 円	0 円	0 %

2 後期高齢者支援金等課税額

	改正前 (令和2年度)	改正後 (令和3年度)	増減	伸率
所得割額	1.89 %	2.20 %	0.31 % 増	16.4 % 増
均等割額	7,700 円	7,700 円	0 円	0 %
平等割額	6,100 円	6,100 円	0 円	0 %

3 介護納付金課税額

	改正前 (令和2年度)	改正後 (令和3年度)	増減	伸率
所得割額	1.57 %	2.02 %	0.45 % 増	28.7 % 増
均等割額	8,500 円	8,500 円	0 円	0 %
平等割額	5,000 円	5,000 円	0 円	0 %